

いじめ防止基本方針

～家庭と地域と学校の連携した取組により、いじめのない学校を目指す～



「太田郷小学校いじめ防止推進スローガン」

いじめ防止のキーワード

「規律」「学力」「自己有用感」

平成26年3月策定

令和7年5月改訂

八代市立太田郷小学校

一目 次一

1 「いじめ防止基本方針」の策定について (P 1)

2 いじめ防止等に関する基本理念 (P 2)

- (1) 学校として
- (2) 保護者として
- (3) 子供として

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方 (P 3)

- (1) いじめの定義について
- (2) いじめの理解について
- (3) いじめの未然防止について
- (4) いじめの早期発見について
- (5) いじめの対処について
- (6) 保護者との連携について
- (7) 関係機関との連携について（重大事項への対処）
- (8) 懲戒権の適切な行使
- (9) 学校評価について

4 本校におけるいじめ等の実態 (P 6)

- (1) いじめの認知件数
- (2) いじめ問題等の実態

5 本校におけるいじめ防止の取組 (P 7)

- (1) いじめ防止等の対策のための組織について
- (2) いじめの未然防止のための措置
 - ア いじめについての共通理解（校内研修、全校集会等の取組）
 - イ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動の充実）
 - ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意（学習指導・生徒指導の充実）
 - エ 自己有用感や自己肯定感を育む（居場所づくり・絆づくり）
 - オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む（児童集会の充実）
 - カ 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用
 - オ 小中一貫・連携教育の取組
 - カ 情報モラル教育の充実（SNSによるいじめ対策）
- (3) いじめの早期発見のための措置
 - ア 定期的なアンケート及び個人面談・教育相談の実施
 - イ 校内相談窓口の設置と周知
 - ウ 電話相談窓口等の周知
 - エ 日々の観察
 - オ 特別支援教育の視点から
- (4) いじめの未然防止に係る指導等年間計画
- (5) 学校におけるいじめの対応
 - ア いじめの兆候の把握
 - イ いじめについての事実確認

- ウ いじめられている児童への対応
 - エ いじめている児童への対応
 - オ 周囲の児童への対応
 - カ いじめを受けた児童の保護者への対応
 - キ いじめた児童の保護者への対応
 - ク 保護者全体への対応
 - ケ 深刻ないじめへの対応
 - コ ネットいじめへの対応
- (6) いじめ問題への対応の手順
- (7) いじめの解消
- (8) いじめ防止等への取組の評価について

6 重大事態への対応 (P 14)

- (1) 重大事態についての基準
- (2) 重大事態発生時の連絡体制
- (3) 重大事態発生時の初動
- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

7 基本方針の見直し及び公表 (P 15)

※別紙1 「いじめの認知件数」 (P 16)

※別紙2-1 「いじめ防止対策委員会について」 (P 17)

2-2 「いじめ防止対策委員会の役割」 (P 18)

※別紙3 「いじめの未然防止に係る指導等年間計画」 (P 19)

※別紙4 「いじめ問題への対応の手順」 (P 20)

